

2005.03.26 /Vol.11

# 1880年代教育史研究会 ニューズレター

第11号

## 目次

[投稿]門馬尚経について	福井 淳.....2	第三高等中学校職員の人的構成	
[連載]「学区の思想(9)」	神辺靖光.....3		鄭 賢珠.....8
第8回研究会特集	鄭 賢珠.....4	関連研究の動向に学ぶ	成田龍一
[個人報告要旨]		「都市空間と『故郷』」	と山田弘之
第三高等中学校設置問題再考	官立	「高等商業学校におけるビジネス	
学校と府県	田中智子.....5	マン養成」	谷本宗生.....9
発表要旨「高等中学校はなぜ設立さ		大阪中学校から大学分校への改組まで	
れたのか」	神辺靖光.....7	何が起こったのか	巖 平.....9
「風紀問題における高等中学校と尋常		[彙報]	
中学校との連絡」をふりかえって		第12号発行及び原稿募集について	
	富岡 勝.....8	次回の「1880年代教育史研究会」について	
		編集後記.....10	

\*\*\*\*\*



Orita Hikoichi (1849-1920) with His Classmates, Class of 1876, College of New Jersey (Princeton, New Jersey, 1876)

## 投 稿

## 門馬尚経について

福井 淳

この三年ほど、明治初期の「開明派官僚」の一人である安場保和の伝記執筆を、鶴見俊輔氏らと共に進めてきた。先般私の拙い原稿もようやく脱稿出来、本年には藤原書店から『安場保和とその時代』（仮題）として刊行予定である。

安場は横井小楠門下の熊本藩士で、大蔵省から岩倉使節団に加わって欧米を巡遊したのち、福島県令、愛知県令を経て元老院議員・参事院議員、貴族院議員などを歴任した人物である。こうした明治政府の一員の伝記に何故リベラルな鶴見俊輔氏までが関わっているのか奇異に思われるであろうが、実は鶴見氏の母方の曾祖父が安場なのである。

さて、安場伝の私の担当は1873年から75年までの福島県令時代であった。これまで福島に入って研究をしたことはなかったものの、安場は明治14年政変時に、民権派で「改正教育令」制定を推進した文部権大書記官島田三郎らと中政党を結成した経緯があったので、初期の自由民権運動と安場との関係（福島県は豪農民権で名高い河野広中が75年に全国に先駆けて民権結社石陽社を結成した地域である）を明らかにしたいという思いもあって引き受けたのであるが、この点は正直巧くはいかなかった。それどころか、福島県歴史資料館に残された膨大な「県庁文書」の山と格闘するのみならず、夏冬に県内各所に散らばった安場の事績を訪ね歩いて、飯坂温泉（宿泊もせず、駅前に架かるゆかりの橋を見て即トンボ帰り）、二本松城（安場によって製糸会社が設けられており、記念碑がないかと、雨中だれもいない平山城の霧に包まれた本丸まで登るが、無し）、郡山（安場による開拓

地一帯を踏破）、桑折（旧郡役所の二階に、ゆかりの銀山の資料展示を見出す）、須賀川（ゆかりの公立病院を訪ね、どこにも紹介されていない？記念碑に安場の名を発見）などに足を運んだ。それはそれで楽しくないこともなかったが、安場の事績を探っていくうちに、思いもかけぬ人物が飛び出してきて驚かされた。それが門馬尚経（もんま・たかつね）である。

門馬は相馬藩士で、民権運動に参加して立憲改進黨員となり、晩年には福島県から衆議院議員にも選出されたが、今日ほとんど忘れられた人物で、まとまった小伝すらない。しかし、私には民権運動史および教育史の観点から、三つの点で以前より気になりな人物であった。第一は、1879年に福島県石川郡石川村（現石川町）で第二嚶鳴社を結成したことである。これは、東京の代表的民権結社である嚶鳴社（島田三郎もここに所属した）の最初の地方支社であった。門馬はいつからか東京の嚶鳴社員にもなっている。第二は、81年に文部省十等出仕となって、「改正教育令」制定直後の島田三郎の同僚（部下）となったことである。第三は、82年に東京専門学校（現早稲田大学）が創立されると、会計委員（今の監事か）になったことである。第二・第三点は、背景に民権家としてのパイプが考えられるが、教育史の問題でもあることは言うまでもない。これらの実態とその意味するところは、私がまだ十分調べることを怠けている宿題の一つなのであるが、その門馬が安場と深くつながった、草創期福島県における教育史上の重要人物でもあることを「発見」したのは、安場の教育方面の事績を洗っている途

上であった。以下、福島県歴史資料館所蔵「福島県庁文書」、「福師創立六十年」（福島県師範学校、1933年）などからその概略を紹介してみたい。

安場は福島赴任後に学制発布をうけ、まず小学校の設置と入学の勧奨とを進めていった。73年2月には福島町に福島小学校を設け、正副戸長に入校日を子弟のある保護者に洩れなく伝えるよう布達している。次に、その小学校教員の養成を急務とし、安場は73年7月、文部省三等出仕田中不二磨宛てに小学校教員派遣を願う伺いを提出した。それによれば、県下には学制に応えられるような小学校教員がないため、「教授の手順」を示すことが出来る指導的小学校教員二名を文部省が選んで派出して欲しいというものであった。しかし文部省は、東京師範学校卒業生が出るに従い順次派出する、という回答を寄越したにとどまった。そこで安場は、同年10月、県学務主任杉本正徳に命じ、福島小学校教員から代表を選び、直接東京に送って教授法を習得させようとしたのである。その時選ばれた三人の教員の内の一人が、まさに門馬尚経その人

なのであった。あの門馬は、そもそも福島小学校の優秀な先生なのであった。

門馬らは安場と共に上京し、東京師範学校の教授法を参観し、次いで東京府小学講習所で授業方法を学んだ。しかし、早くも74年4月には東京師範学校得業生の久米由太郎（作家久米正雄の父）が文部省から派遣され、75年には久米を中心として福島県教員講習所（現福島大学教育学部）が開校するから、彼らの東京での努力が福島県の教育にどこまで生かされたのかは疑問である。実際、福島県の教育史には帰郷後の彼らの足跡は残されていない。その後、前述のように門馬は、なぜか福島町から遠く離れた石川郡石川村の運動家として民権運動史に浮上して来るのである。

今回、門馬に福島小学校教員時代があったことを知り、文部省や東京専門学校時代はその延長線上にある、と考えたくなった。福島から東京へと延びた「教育」という連続性が仮想出来るように思われる。どのような内実かは心許ないものがあるが、門馬の前半生を貫く線であろう。いずれ、門馬の宿題は、別な大きな観点から果たしたいと考えている。

## 連載

### 学区の思想（9）

神辺靖光

1880年の「改正教育令」に「各府県八土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又八専門学校農学校商業学校職工学校等ヲ設置スベシ」（第50条）とある。「土地ノ情况ニ随ヒ」と条件づきながら政府が府県に中学校の設置を命じた最初である。さらに文部省は82年11月から12月にかけて全国府県学務課長と府県立学校長を集めて開いた学事諮問会の席上で「府県ノ全力ヲ以テ之（中学校）ヲ設置スル

コト」を求めた（『文部省示諭』）。当時全国に存在した町村立中学校は設備も悪く教員の質も低く教則も整っていなかった。これでは到底、文部省が意図する高等普通教育は遂げられない。郡を学区とみなす町村連合では中学校を維持するだけの資力がないからだ。中学校はすべからず地方税による府県立学校でなければならないと文部省は考えたのである。

再三述べたように「教育令」「改正教育令」

に学区の文字はない。しかし81年1月、「文部省達1号」で府県に小学校の学区を区画することを命じ、82年以降の「年報」に「学区」の項を設けてその実況を報告している。81年1月の「達1号」の要点は学区は町村または町村連合の区域を境界とする。学区内児童の通学に不便をきたさない。小学校の設置維持に要する資金が充分出せる。つまり学区とは(イ)学校設置維持資金の挙出区域であり、(ロ)児童生徒の通学区域であり、(ハ)それは一般行政区域と重ならなくてはならないということである。(イ)と(ロ)は学期の学区制と変わらないが、(ハ)は三新法以後の地方行政体制に拠ったものである。

さてこの学区観で府県を中学の学区とみなせるだろうか。文部省が“府県は全力をあげて中学を設置せよ”と促したのは学校の設置維持資金を潤沢にするためである。府県は一般地方行政の核になるものだからこれも新しい学区観に適合する。問題は生徒の通学区域としての適否である。端的に言えば否である。鉄道が緒についたばかり、道路交通も難渋したこの時期、東京府を除いて通学できる府県はない。それゆえに小学以外には学区を言わなかったかも知れない。ただ「中学校通則」

に寄宿舎の設置をうたって辺地生徒の受け入れを示した。

高等普通教育の完遂を目指して“中学は府県で”を方針とした文部省は直ちに手を打った。81年の「中学校教則大綱」はカリキュラムから高等普通教育を保障しようとするものであり、84年の「中学校通則」は施設設備、教員資格から中学教則の完全実施を迫るものであった。これを受けた府県は管内に散在する町村立中学校では不可能と考え、一箇の府県立中学校に集中してこれの実現を期した。府県会も動揺し、これを機に町村立中学校を廃し、一箇の府県立中学校へと傾いていった。文部省と陸軍省が気脈を通じていたかわからないが83年の「徴兵令改正」が町村立中学校打倒に力を奮った。この改正で町村立中学校は徴兵猶予の特権を剥奪されたからである。町村立中学擁護派の議員が恐慌をきたしたことは府県会史や議事録に明らかである。かくして81年の最盛期に全国で70を数えた町村立中学校は85年、34校に半減し、86年には6校になっていた。「中学校令」で町村立尋常中学校を禁じているが(第9条)禁じなくても町村立中学校はすでに壊滅していたのである(続く)

## 第8回研究会特集

鄭 賢珠

2005年2月25日～26日に京都の三高会館で8回目の大会が開かれた。今大会の目的は、高等中学校に関連する研究報告を行うこと、今後の研究会の具体的な活動と運営について議論することにあった。大会参加者全員が報告するという本研究会の理念がはじめて実現された大会でもあった(ただ、小宮山氏が急用のため参加できなかったのは、残念である)

大会の予定や個人報告の内容に関しては、ニューズレター10号・11号を参照願いたい。

まず初日は、神辺、谷本、富岡、田中、巖、佐喜本、鄭の7名が集まり、報告がはじまった。神辺報告では、「高等中学校はなぜ設立されたのか」という点が議論された。続いて谷本、田中、佐喜本報告では、「地域で高等中学校設置はどんなものとして認識されたのか」

という点が主な論点となった。特に、高等中学校設置のための財政的負担を地域がどのように考えたのかについて第三・第四・第五高の具体的な事例が提示され、活発な議論が交わされた。その結果、新たな課題として、大学からの要求、進学ルート（高等専門学校なども含め）を検討すること、地域においては設置負担金に対する考えかた（既存の学校との関連）や誘致運動（有力者の存在）を再考することが浮かびあがった。その日の個人報告は、佐喜本報告が終わった時点で時計が19時をまわっていたため、他の三人は翌日に報告することになった。

2日目は、鄭の報告から再開し、巖、富岡報告があった。この日は荒井氏も加わり、初日とは違って三高に関する仔細な資料の紹介や解釈が13時まで行われた。午後に予定されていた府立総合資料館への調査は取りやめ、昼食の時間を節約するために弁当ですまし、今後の研究会の活動、学会発表への提案、研究会運営に関する協議を続けた。

#### 今後の研究会の活動

科学研究費申請を優先課題とし、「高等中学校研究」から1880年代の再検討を行う。

会の運営を交代で行う。

ニューズレターには研究会会員全員が投稿することを基本的な原則とする。

研究会主催のコロキウムへ向けて（今秋の教育史学会 東北大学）

コロキウムのテーマ「高等中学校がなぜできたのか」(仮)今大会でも「なぜ高等中学校ができたのか」という点が中心的な論点であった。コロキウムでも引き続きこの問題を連絡と地域という2つの視点から検討する。具体的な内容に関しては総括者、事例紹介者が協議の上、6月の大会で提示する。

分担総括(先行研究を言及しながら、問題提起、研究の可能性と展望 - 富岡担当) 事例紹介(具体的な課題とアプローチ - 谷本、田中担当) アシスタント(先行研究の整理 - 佐喜本、資料リスト作成 - 鄭担当) その他、全会員に協力を求める。

#### 今後のスケジュール

6月4日～5日京都の三高会館にてコロキウム準備のための研究会を開く。

8月に合宿。

### 田中智子さん報告

#### 第三高等中学校設置問題再考 官立学校と府県

本報告は、第三高等中学校設置問題を、発足前における地域の公教育体制（中学校・師範学校・医学校に関して） 京都移転の経緯と京都府会の動向、 区域内府県連合委員会とそれを受けた各府県会、 という3つの視角 共通する着目点は「府県」 から再検討するものである。それを通じて中学校令

第5条、すなわち官立学校の費用を地方税からも支弁させるという発想の成立背景と展開過程を明らかにすることを目的とする。以下、かいつまんで論点を記す。

#### 地域公教育の概況

1880年代前半の関西3府県（兵庫・大阪・京都）において、教育費の削減は府県会での

恒常的要求となっていた。兵庫県は県立中学校を持たず、設立案が審議されては廃棄され

る状態が繰り返されていた。1885年末の県会は、近府県が連合して学校を設立することを計画する建議を内務省に提出する。大阪府は中学校費の全廃を経た後、1881年以降は区部のみからの支弁による中学校維持にこぎつけた。1885年春に大学校設立建議が審議されたこともあったが、時期尚早と否決される。京都府は知事の主導により公教育が維持されたことが特徴である。1882年に府会が医学校費と中学校費の全廃を可決した折には、知事は原案執行措置により、医学校への地方税支弁を継続させた。中学校については当面本願寺の寄附により維持する方策をとり、翌年には、区部単独負担による中学校地方税支弁の復活をみている。

なお大阪の官立学校すなわち第三高等中学校前身校と3府県との関係であるが、生徒の約4割が大阪府出身、1割5分が兵庫県出身であり、他を大きく引き離している。両府県会はこの官立学校の存在を前提にして自府県の公教育体制を構想していた。一方、京都府出身の生徒数は少なく、府会は高等中学校発足後に初めてこの学校の存在を取り沙汰することとなる。

#### 第三高等中学校前身校の移転問題

1880年代初頭からより広い校地への移転を模索していた前身校であるが、1885年7月の大学分校発足とともに計画を本格化させる。文部省と学校とが陸軍省との用地交換を念頭に計画を進めた。学校側は兵庫案を推していたが、1886年初頭には大阪府南部への移転構想が具体化した。一連の経緯において、府県が計画に関与している形跡は基本的にみられないが、高等中学校制度発足直前には大阪府がからみはじめていた可能性もある。なおこれはちょうど、中野実氏のいう「五大学校」構想期にあたる。

#### 京都府による誘致の実態

京都府には、設置費用約10万円を用意した

ら高等中学校を設置するとの辻次官からの内示があった。それはいつのことか。1886年6月からの折田学務局長・辻次官の京阪神巡視は、石川や山口ほどではないにせよ、関西における高等中学校設置箇所決定の判断材料とはなっただろう。しかしこの時点ではどこが有力候補だったわけでもない。秋頃に東京で京都府立中学校長今立吐醉と森文相らが会談した折、設置費用を準備したら京都に高等中学校を設置するとの話が持ち上がったようだ。これを了承した上京中の北垣府知事は、帰府すると、11月通常府会に対し地方税からの設置費用支弁を諮問した。これはその日のうちに大差可決し、設置区域とともに第三区設置箇所を京都と定めた中間報告的な文部省告示第3号を導くこととなる。なお、告示の直前まで大阪や兵庫への移転案も継続していた。

京都府は、府立中学校や医学校を高等中学校に組み込めるという希望をもって誘致を進めた。誘致の直接の動因は、地域開発や教育振興ではなく、既存の府教育体制再編への期待である。そして府の方策は、地方税の額や支弁方法を審議することなく、支弁するというのみを先に府会に決定させたある種の強引さに特徴がある。支弁決定後、府はその方法に大いに苦心せねばならなかった。なぜなら、官立学校への地方税支弁は、地方税規則に抵触するという根本的問題が存在していたからである。京都府は特別費目「高等中学校創立費」を設置する策を考えついたが、内務省の指示を受けこれを臨時府会にかけなくてはならなかった。1887年5月の臨時府会は大いに紛糾し、原案はどうか僅差で可決された。

#### 府県連合委員会のはらむ問題点

高等中学校経費支弁方法を定めた1887年8月の勅令第40号は、各区域が府県連合委員会

を開催し、文部省が区域ごとに示した地方税分担総額に基づき、府県ごとの負担額を話し合っただけで定めると規定している。だが、文部省が内訓により負担率の算定方法も指示していたのが実態である。文部省は受益者負担の発想を有しており、本部・医学部所在地に増課せよとしていた。第三高等学校については、移転がまだ実行されていないことから例外的に京都・大阪への増課なしとの指示があったが、連合委員会での他県の反発により、大阪・京都・岡山への増課で決着をみた。

連合委員会の決定に基づき各府県会は支弁方法を審議したが、支弁する地方税総額を定める権利が連合委員会にはなく、委員も各府県常置委員の互選により選出されていることは、府県会規則に抵触するのではないかとの不満が起こった。また、負担額の府県格差の問題は、官立学校の利益が地域格差を前提とするものなのかとの疑問を生み、官立学校経費を地方税が負担することの妥当性を疑う声へと結びついた。これらは府県からの建議という形で政府に提示された。結局 1888 年 8 月、高等学校費用の地方税支弁は当分廃止との訓令が発せられるにいたったのである。

まとめにかえて 高等学校制度と府県

以上をふまえると、次のようにまとめられよう。発足当初の高等学校は、行き詰まる公教育体制への打開策として府県の期待を担っている存在であった。だがそもそも中学校令第 5 条は、地方税規則・府県会規則といった内務行政の枠組との整合性を欠くという大問

題を抱えた規定であった。やがて府県はこれらの法令を楯に、地方税による高等学校支弁制度への抵抗をみせ、結局文部省は自らこの制度を放棄せざるを得なくなったのである。

展望

地方税支弁をめぐる府県の動向は多様であり、比較検討が必要である。例えば第四高等学校の場合、地方税からの支弁ではなく、猛烈な誘致運動を背景とした完全な寄付金により設置費用が整えられた。第五高等学校の場合は、藩主らの寄付金のほかに、複数年度にわたる地方税からの支弁で設置費用が準備されている。

また私立学校の動向とそれへの府県の対応も重要な分析課題である。例えば、公教育の停滞下において、官立三高前身校と同様に大学設立構想を有していた同志社は、京都府会議員や府知事による多大な支援を得て運動を展開する。また仙台では、半官半民（宮城県 + 県出身有力者 + 同志社系ミッション）の東華学校が第二高等学校設置に先駆けて誕生、やがて県は東華学校に高等学校の予備教育機能を期待し、県立の尋常中学校の方を廃止してしまうという選択を行う。高等学校体制とは、私立へと向かう地域の教育へのエネルギーをもゆるやかに吸収していく体制だったのではないか。諸学校通則の意義ともからめ、検討する必要がある。

（なお、本報告に関する詳細は『京都大学大学文書館紀要』第 3 号（2005 年 3 月）掲載の拙稿をご参照下さい。）

## 神辺靖光さん報告

### 発表要旨「高等学校はなぜ設立されたのか」

1880 年代前半、中学校は初等科・高等科の二課程のはずなのに高等科を持つものは少なく、あっても在籍者がいないことが多かった。

長野県と東京府の中学校を事例に大学予備門へ進学できなかった理由を報告した。

富岡 勝さん報告

「風紀問題における高等中学校と尋常中学校との連絡」をふりかえって

2日間で10時間以上にわたる熱のこもった発表や討論のあった京都大会でした。参加された会員の方々、本当にお疲れさまでした。あまりのテンションの高さに、終わってから数日は、ボーとしていましたが、高等中学校研究の方向がだいぶ具体的に見えてきて、学会でのコロキウムや、科研費申請についてだいぶ弾みがついたのではないかと、思っています。私の分の報告について、記憶をたどりながら簡単にふりかえっておきたいと思いません。

標記のテーマによる今回の私の報告は、ほとんどが、ニューズレター第9号と第10号に書いた内容をもとにしておこないましたが、当日、補足として、次のような仮説をお話してみました。「1880年代後半からの帝国大学・高等中学校・尋常中学校における学生・生徒風紀面の学校側方策の特徴として、学校外での

学生・生徒の活動を抑える(寄宿舎、公認下宿、飲食店などへの立ち寄り禁止)だけでなく、学校内では風紀上害のない娯楽を積極的に提供することだったのでなかったのか。その学校内での学校推奨の娯楽が、校友会なのではなかったか。この仮説を実証していく作業は、これから急いで進めていきたいと思っています……。

議論のなかで、「尋常中学校では、正規のカリキュラムにならなかった武道や演説練習などが、生徒の自主的活動として実施された面がある」「東京府立第二中学では、通学生も、居住地ごとの学友団という組織があり、風紀取締の役割を果たしていた」「四高の公認下宿であった三々塾の史料が四高会館にある」などの貴重なアドバイスもいただきました。有り難うございました。

鄭 賢珠さん報告

第三高等中学校職員の人的構成

今回の報告は、高等中学校の人的構成を考察する試みとして第三高等中学校の職員を「一覧」と「年報」(今後も利用できると思われる史料)を中心に分析することが目的であった。職員の名(職位、担当科目、官等、本籍、身分)だけでなく、全員の学歴・経歴・任免経緯、活動の内訳を把握することは史料利用の制限もあり、今のところ無理である。そこで上記の二つの史料を使って、教授(教諭、特に学位所持者)出張記録が問題の切り口になりうることを提示した。結論からいうと、筆者は学位所持の教授(教諭)が学校

運営の中心(幹事、教頭、主事など)を担い、学校内だけではなく対外向け(文部省、他の高等中学校、区域内の尋常中学校)の活動(出張の有無から)にも中軸を為したのではないかと考えている。また、本校の職員は上京、区域内の尋常中学校、学校行事(修学旅行など)医学部との連携、その他(他の高等中学校視察、移転の準備)のために出張しているが、他の学校と比較することが必要である。主に質問された「高等中学校校長会議」の実態と位置づけに関しても今後の課題にしたい。

## 谷本宗生さん報告

＜京都大会での報告要旨＞ 関連研究の動向に学ぶ 成田龍一「都市空間と『故郷』」と  
山田弘之「高等商業学校におけるビジネスマン養成」

成田龍一は教育史研究ではあまり取り上げられないが、歴史学、近代日本都市史研究では著名。成田によれば、「故郷」というものはけっして自明なものではないという。1880年代以降、故郷は歴史、風景、言語などをある程度共有しながら再構成される。さまざまな対抗関係や共存関係などを包含しながら、同郷会＝故郷を同じくしたいという認識に基づく親睦団体がクローズアップされる。それは、必ずしも出身地を初めから限定するものでなく、そこに縁故ある者を含むというものであった。教育をはじめとする1880年代の近代日本都市空間を考察検証するうえで、貴重な問題提起を示唆するものと思われる。

いっぽう、山田弘之の研究は地域社会における近代日本の高等教育機関の存在とはなにかを探究するものである。とくに、高等商業学校は「多大な負担まで背負って」何を期待されて地方に設置されたのだろうかとする。教育機会の拡大や地場産業の振興という目的よりも、他地域との差別化（郷土ナショナリズム）として機能したのではないかと考察する。誘致の目的と実際に高等教育機関が設置されてからの役割機能などをより峻別して考察する必要がある、またケーススタディ（事例研究）をより蓄積していくことによって、山田の仮説が妥当なものかどうか論証できるものと思われる。

## 廠 平さん報告

## 大阪中学校から大学分校への改組まで何が起こったのか

## 「関西大学創立次第概見」の作成意図を探る

「関西大学創立次第概見」（以下、「概見」と略す）は、関西における大学設立運動を象徴する史料の一つとして、常に注目を集めてきた。しかし、それよりわずか数日前の1885年2月11日に折田校長は、「中学規則ノ儀ニ付文部卿へ建白」（以下、「建白」）を文部省に送った事実はさほど知られていなかった。中野実氏はこの二つの史料を初めて翻刻し周知させ、またそれらを分析して大学分校の實質を明らかにした。しかし、とりわけ「概見」の作成意図について中野はいくつかの疑問を持っていた。例えば「概見」は、「大阪中学校ヲ改称シテ関西大学校トナサンニハ、其施設執行スヘキノ事固ヨリ少カラス」云々から文を起している。この書き出しはあまりにも

不自然なために中野は、「まるで文部省からの指示に回答しているように読める」と推測している。文部省の指令といったものが見出せていないので確言できないが、中野のように考えることが適当であろう。さらに、「概見」の作成時期から中野の推測を検証してみたい。

「概見」の作成時期は1885年3月だと海原徹が推測している。それについては若干検証の余地がないわけではないものの、遅くとも6月だったことは間違いない。一方、「概見」の作成者だと思われる折田校長は、同年2月に「建白」を文部卿に提出していた。後者は、純粹なる大阪中学校に対する改革案であり、「大学」云々はまったく言及されていなかった。中学改革に意気揚々だった折田は、なぜ

直後に大学を目指そうとしたのか、理解に苦しむ。

さらに、東京大学予備門の分離・独立との関連を考える場合も注目すべき点がある。杉浦重剛予備門長が「予備門分離案」を提出したのは1885年3月だった。しかし、この杉浦案に関する文部省の伺いは7月16日になってはじめて出され、同月30日に許可された。この間、「概見」をめぐる文部省は、大阪中学校との議論を経て6月22日に参事院に伺い出し、後7月10日に裁可を受けた(下記年表参照)つまり、大阪中学校の処置を一旦終了さ

せてからはじめて予備門の処理に着手したのである。予備門よりも大阪中学校の処置に対して文部省がいつその期待を寄せていたように思われる。「関西高等学校」「大阪大学部校」「大学分校」といった高等教育機関を設立するという図式が浮かび上がってくる。だとすれば、大阪中学校側が「概見」を提出した理由は、文部省の提示した改組意向に乗りながら、さらに中学校と大学との接続関係を確立していく方向性を模索したことにあると考えられる。

1885年2月11日：折田彦市、「中学規則ノ儀二付文部卿へ建白」を提出(1月10日作成) (この頃、文部省、東京大学及び予備門の改革に関する「内諭」を発す)
3月26日：杉浦、「予備門長杉浦重剛ノ予備門分離案」を提出
5月?：折田、「関西大学創立次第概見」を提出、文部省、「文部一局見込」で応酬
6月22日：文部省、「大坂中学校組織改更之儀伺」を提出
7月10日：大阪中学校改組許可、大学分校成立
7月16日：杉浦案に関する文部省伺い
7月30日：杉浦案、許可される

## 彙報

### 第12号発行及び原稿募集について

「1880年代教育史研究会」ニューズレターの掲載原稿は常時募集中です。投稿は大歓迎です。原稿本数・字数制限はありません。研究会での報告に関すること、最近の研究進展状況の報告、または1880年代教育史に関する事柄、文献、資・史料、写真など、何でもお寄せください。原稿は、郵送または電子メールでお願い致します。

なお、次回原稿〆切は、6月20日です。

### 次回の「1880年代教育史研究会」について

第9回「1880年代教育史研究会」は6月4日(土)

～5日(日) 京都の三高会館にて開催されます。秋の教育史学会でコロキウムを開く準備に向けて最終的な調整を行なう予定です。早めにスケジュールをご調整の上、奮ってご参加下さい。

**編集後記** ニューズレター第11号をお届け致します。今回もご多忙の中、原稿をお寄せ下さった福井会員、神辺会員に御礼を申し上げます。鄭会員は第8回の研究会の議論内容を整理して下さいました。また、発表要旨を報告者各位が再整理しました。お忙しい中、本当にありがとうございました。なお、ニューズレターの編集は、今号より巖平が担当させていただくことになりました。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。(巖平)

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第11号 2005年3月26日発行	
<研究会連絡先> 谷本宗生 「1880年代教育史研究会」事務局 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学史史料室気付	
<HP> <a href="http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/">http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/</a>	
<原稿送付先> E-mail: <a href="mailto:rinka@rixin.mbox.media.kyoto-u.ac.jp">rinka@rixin.mbox.media.kyoto-u.ac.jp</a>	
巖平 〒606-0026 京都市左京区岩倉長谷町 647-8-204	